

---

# 介護保険住宅改修の手引き

---

令和元年7月

荒尾市保健福祉部保険介護課介護保険係

## 1 住宅改修の概要

介護保険における住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡も考慮して、手すりの取付け等の比較的小規模な改修を行ったときに、改修にかかった費用を支給するものです。なお、支給額は支給限度基準額（20万円）の9割～7割が上限となります。

H10.8.24 第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料（抜粋）

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

## 2 住宅改修にあたって認識しておくべき事項

### （1）工事の必要性

介護保険制度を利用するため、介護支援専門員、事業者のそれぞれが専門的な観点から、利用者の自立を支援するために必要な住宅改修の内容を検討しなければなりません。

### （2）利用者への説明

他の介護サービスと同様に、介護支援専門員、事業者は利用者に対し、住宅改修の内容について十分に説明を行う必要があります。

そのため、利用者や家族が希望した改修であっても、自立を支援する観点から、必要性が低いと考えられるものについては、改修の必要はないことを十分説明してください。

### （3）生活動線上の片付けや家具等の配置換えの検討

- ・利用者の居室を変更する
- ・動線上の障害物を撤去する
- ・ベッドや家具の配置換えを行う

といったことで、利用者の生活動線が確保できないか、必ず検討してください。

### （4）福祉用具利用も併せて検討

住宅改修に当たっては、福祉用具も併せて検討してください。場合によっては、福祉用具で行った方が利用者の自立支援に有効となることがあります。

### 3 住宅改修の種類及び留意事項

#### (1) 手すりの取付け

「手すりの取付け」は、「廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路」等に、「転倒予防、もしくは移動・移乗動作に資することを目的として設置」するものが対象となります。

よって勝手口や庭に手すりを設置する場合や上記以外の目的で手すりを設置する場合は原則として給付の対象外となります。

#### (2) 段差の解消

「段差の解消」は、「居室、廊下、便所、浴室、玄関等の個室間の床の段差」及び「玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消」するための住宅改修が対象となります。

具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等がこれにあたります。

ただし、踏み台、スロープ式台等において持ち運びが容易なものは支給対象外となりますので、必ず金具や特許を取得した固定材等で固定してください。

踏み台、スロープの幅は原則1 m以内とします。

また、「昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事」は保険給付の対象となりません。

#### (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

滑りにくい床材や移動しやすい床材への変更です。

具体的には居室においては「畳から板製床材・ビニル系床材等への変更」、浴室においては「床材の滑りにくいものへの変更」、通路面においては「滑りにくい舗装材への変更」が想定されます。

滑りの防止や移動の円滑化等以外の目的、例えば既存のものが老朽化したため新しいものに取替えるといった理由では保険給付の対象となりません。

#### (4) 開き戸から引き戸等への扉の取替え

「引き戸等への扉の取り換え」には、開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への取替えにあわせて自動ドアとする場合など、動力を伴うものへ改修する場合、動力部分の設置はこれに含まれないため、動力部分の費用相当額は保険給付の対象となりません。

#### (5) 和式から洋式への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替えや、洋式便器の位置や向きを変える工事も対象となります。

ただし、既に洋式便器を設置していて暖房便座や洗浄機能等が付いた洋式便器へ取替える場合や、和式便器から洋式便器への取替えでも洗浄機器等を追加するための目的の場合は、対象となりません。

また、非水洗式和式便器から水洗式洋式便器又は簡易水洗式洋式便器に取替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は保険給付の対象となりません。

### 4 その他の留意事項

#### (1) 事前点検にて提出する写真について

写真は、改修する場所だけでなく、動線の障害との位置関係並びに周囲の状況が分かるものを提出してください。

また、写真には撮影した日付を必ず表示してください。

#### (2) 実地調査について

荒尾市では、介護給付適正化の一環として、理学療法士等の専門職同行による実地調査に取り組んでおります。

このことは、介護保険法第115条の45第3項第1号に規定する地域支援事業に位置付けられていることに加え、平成30年度に新設された「保険者機能強化推進交付金」において「住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。」が評価項目として定められていることから、保険者としての取組の推進が求められているものです。

そのため、事前点検において疑義が生じたもの、現地を確認することが適切と判断されるものについては、実地調査を行います（場合によっては、有明地域リハビリテーション広域支援センター所属の専門職同行）ので、その際は協力いただきますようお願いいたします。

## 付録 Q&A

### Q 1. 【段差解消・手すりについて】

玄関から道路までの段差の解消や手すりの設置は住宅改修の対象となりますか。

A 1. 対象となります。対象になる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装等への変更等です。

### Q 2. 【手すりの位置の移動について】

本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する必要がある場合は住宅改修の対象となりますか。

A 2. 工賃のみ支給対象となります。

### Q 3. 【手すりの取付け方法について】

手すりを取付ける際、ねじ止めではなく特許を取得した固定材（エポキシ剤）で取付けるのは住宅改修の対象となりますか。

A 3. 対象となります。

### Q 4. 【玄関以外の屋外の段差解消について】

本人が庭の手入れを趣味としており、転倒防止のため勝手口から裏庭までの通路に手すりを設置する工事は住宅改修の対象になりますか。

A 4. 対象となりません。屋外の段差解消で住宅改修費の支給対象となるのは玄関から道路までの通路となります。よって原則として勝手口の段差の解消は対象としておりません。また、趣味のために行う改修も対象となりません。

### Q 5. 【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外へ出るため、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象になりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。

A 5. 玄関ではなく居室の掃出し窓を外出の際の出入口として普段から利用している場合は、掃出し窓へのスロープの設置は段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として住宅改修の対象となります。この場合、玄関及び玄関から道路までの元々の通路の段差解消等の工事は認められなくなりますので注意してください。

### Q 6. 【スロープの幅について】

屋外にスロープ等を設置する場合、幅に制限はありますか。

A 6. 原則として1 m以内とします。ただし、特別な理由がある場合は1 m以上のスロープを作成できますので理由書に詳しく記載してください。理由なく1 mを超える場合はその費用について面積比で按分した分のみ支給対象とします。

**Q 7. 【スロープの勾配について】**

屋外にスロープを設置する場合、勾配に制限はありますか。

A 7. 原則として1/12よりも緩やかにしてください。ただし、常に介護者がいるなど十分な介護を受けられる状況にある場合には1/8まで認めます。その際は介護環境を理由書に詳しく記載してください。

**Q 8. 【ウッドデッキについて】**

洗濯物を干す動作について、庭に降りる際に転落する可能性があるため、ウッドを作成する工事は住宅改修の対象となりますか。

A 8. ベランダの増設に該当すると判断し、住宅改修の対象とはなりません。

**Q 9. 【廊下の床の取替えについて】**

車いすの通行により傷んだ床材を取り替えることについては「移動しやすい床材への変更」として住宅改修の対象となりますか。

A 9. 対象となりません。老朽化や物理的な摩耗・消耗を理由とするのであれば改修の対象外です。

**Q 10. 【扉の取替え工事について】**

扉そのものを取り替えない場合であっても、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の対象となりますか。

A 10. 対象となります。扉そのものを取り替えない場合でも、身体の状態にあわせて扉の性能が変わるのであれば支給対象になります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式の把手に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

**Q 11. 【引き戸の取替え工事について】**

既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため引き戸を取替える場合は住宅改修の対象となりますか。

A 11. 対象となります。ただし、既存のものが重くて開閉が容易でないという理由があれば支給対象となりますが、既存のものが古くなったため新しいものに取替えるという理由では支給対象とはなりません。

**Q 1 2. 【洋式便器の改修工事について】**

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便器から立ち上がるのが難しかったりする場合等に、既存の洋式便器の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の対象となりますか。

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③補高便座を用いて座高の高さを高くする場合

A 1 2. ①は対象となります。

②は質問のように本人の身体状況にあわせて適切な高さの便器に取替えるという理由であれば対象となりますが、既存のものが古くなったため新しい洋式便器に取替えるという理由であれば支給対象とはなりません。

③については、住宅改修ではなく腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。

**Q 1 3. 【過去の原状回復のための工事について】**

賃貸住宅の場合、過去の原状回復のための費用は住宅改修の対象となりますか。

A 1 3. バリアフリー工事に該当しないため、対象なりません。

**Q 1 4. 【家族が行う住宅改修について】**

家族が大工を営んでいますが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給対象となりますか。

A 1 4. 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外とします。